

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 「労働・パラダイムシフト」

先月(10/26)の日経新聞に『AI 猛進の米国、若者の働き口に異変』との記事を見つけました。「AI が知的労働を担うことで大卒の就職難が深刻になり... 米国の就職戦線に異常が起きている」「2025 年春は配管工や大工などの技術を習得する職業訓練校の入学者が前年から 12%増えた」「米フォードモーターのジム・ファーリー最高経営責任者は、AI によってホワイトカラー職の雇用が半減すると予測。熟練工を確保する重要性を訴え、若者の職業訓練校へのシフトを歓迎した」等々の内容です。

かなり以前から大学の研究により、AI の発達によりホワイトカラーの仕事の多くが奪われると言われてきました。私ども税理士業務も 93%が AI にとって代わられると警鐘が鳴らされてきましたが、それが現実になり始めていることがよく解ります。

### ●AIに奪われない仕事

要約すると「米国での AI の急激な発展により最も打撃を受けているのは大学を出たエリート層であって、逆に職業訓練校の入学者は急増している。賢い若者は AI に仕事を奪われないブルーカラーを選択し始めている」ということです。多額の学費を支払って学んだスキルは自分が卒業する頃には ChatGPT に奪われてしまうことに気づいた若者が、AI に代替えされない仕事を選び始めているのです。

データ収集、現状分析や内容チェック、レポートや報告書や資料作成、編集... 等々を AI が処理するようになれば人間は何をするのか？その一方で建設業就労者は 2000 年以降 30%も減少し深刻な労働力不足に陥り、建設業界平均年齢は 48 歳に迫っています。重要と供給のバランスが崩れているのです、**学歴よりも希少性が価値につながる時代**になりつつあるのです。

高学歴なホワイトカラーは AI に代替えされ仕事を失いつつあり、さらに年齢を重ねるとともにスキルが陳腐化し組織のお荷物になっていく、これに対してブルーカラーは労働力不足でかつ AI には代替不可能であり年齢と経験を重ねるごとに熟練価値が上昇し続ける... 豊かに暮らすための選択肢はどちらなのか？

労働に対するパラダイムシフト(価値の大転換)が迫っているのです。

### ●AI時代の勝者とは

ある建設会社の例「初任給 32 万円、週休 3 日、資格取得は全額補助、30 歳主任で年収 600 万円確約」という条件でめちゃくちゃ優秀な新卒の応募が殺到しているとのこと。

若者たちは、親の「大学だけは出ておけ、良い大学から大企業へ、ブルーカラーよりもホワイトカラーが格上」などという過去の時代の価値観から脱却して高度情報化社会の中で幸せに生きるためにどうするのかを自分で考える必要があるのです。**ブルーカラーこそが AI 時代の勝者**なのかもしれません。

企業は過去のホワイトカラー偏重を排除すると同時に、現場・技術者重視を徹底して職場環境と待遇の改善に早急に取り組むことが、勝ち組と負け組を決めるカギであることに気づく必要があります。

私どもも AI に代替えられる税務・会計から人を中心に置いたコンサル業務にシフトすると同時に「課題の現状・データ分析から論理的・合理的に正しい「判断」を提供するコンサルタント的なスタンスから、その判断を基にリスクを負いながらも、**自分の価値観を基に最終的な意思決定を行い実行に移す社長の「決断」**を、サポートできるコンサルタントに脱皮しなければなりません。なぜならデータ収集・分析、理論的、合理的な判断は遠からず AI に取って代わられる運命にあるからです。

## ◆年次有給休暇の付与・取得について

労働基準法では、働く人を守るための最低限のルールを定めています。

中でも「年次有給休暇」は、業種や業態を問わず、正社員・パートタイムといった雇用区分にかかわらず、一定の要件を満たす全ての労働者に対して付与しなければならないと定められています（労基法第39条）。

今回は、年次有給休暇の付与・取得のルールの基本について整理します。

### ●年次有給休暇の付与日数

労働基準法では、下記の一定の要件で付与日数を定めています。ただし、これはあくまで最低限の要件であり、これを超えるルールを自社独自に定めることも可能です。

#### (1) 通常の労働者の付与日数

継続勤務年数(年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数(日)	10	11	12	14	16	18	20

#### (2) 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数※	継続勤務年数(年)						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数(日)	4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合

(出典：厚生労働省リーフレットシリーズ労基法39条より)

### ●年次有給休暇の取得時季

年次有給休暇を取得する日は、基本的に従業員が指定し、使用者は指定された日に年次有給休暇を与えなければなりません。ただし、同じ日に多くの従業員が同時に休暇指定したことなどにより、事業の正常な運営が妨げられる場合は、従業員に休暇日を変更する権利(時季変更権)が認められています。この場合、単に「業務多忙だから」といった理由では時季変更権は認められないので注意が必要です。

### ●年次有給休暇の時期指定義務

年10日以上年次有給休暇が付与される従業員に対しては、付与日から起算して年5日は休暇を取得させなければなりません。従業員の年次有給休暇の取得日数が年5日を下回っている場合、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。その際には、従業員の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。

### ●年次有給休暇に対して支払うべき賃金

年次有給休暇に対して支払うべき賃金は、原則として下記のいずれかによります。

- ① 算定すべき事由の発生した日以前3か月間にその従業員に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額
- ② 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金
- ③ 健康保険法に定める標準報酬月額額の30分の1に相当する金額※労使協定を締結する必要あり。

### ●最後に

会社としてルールを正しく理解し適切に管理・運用することは、従業員の安心と会社の信頼を支えることに繋がります。また、従業員が安心して休暇を取得できる環境は、職場全体の働きやすさや生産性の向上にも寄与します。この機会に自社の管理状況を見直し、より働きやすい職場環境づくりを進めていきましょう。

## ★ 悩める相続第4弾！

今月は相続と生命保険についてレポートをお送りいたします。

先日、お客様から「生命保険があって本当に助かったよ、ありがとう」とお電話をいただきました。

お客様は60歳男性。6月に80代のお父様がお亡くなりになり、遺産分割でもう一人の相続人である弟さんと争いとなってしまいました。

### ● 生命保険で争い回避！

相続時の遺産はご自宅と土地で約4,000万円、約1,000万円の預貯金でした。生前にお父様は、家は長男、預貯金は次男に相続させると話されていましたが、遺産分割の話を進めると弟さんは不公平だと主張され、具体的に残された預貯金以上である1,500万円の支払いを求められました。

そのお客様は、5年ほど前にお母様がお亡くなりになった際に相続対策のご相談をお受けしておりました。その際にお父様のご意向を反映させるために当時の預貯金のうち1,000万円を生命保険に変え、受取人をご長男にすることをご提案、保険に加入して頂いておりました。

結果的に今回ご長男は受取った保険金の中から500万円を預貯金に加えた1,500万円を弟さんにお渡しになり一件落着きました。

### ● 受取人の固有の財産

生命保険契約は契約者と保険会社の間で行われる契約であり、被保険者の死亡など一定の条件を満たしたときに、保険会社から受取人に保険金が支払われるものです。

個人と企業（保険会社）間の契約ですから、民法が介在する余地がないため、死亡保険金は受取人の「固有の財産」となります。相続財産とならないため遺産分割協議の対象となりません。

つまり、世の中にある金融商品のうち、唯一、お金に受取る人の「名前が書ける」のです。

勿論、注意しなければいけない点もありますが、特徴を踏まえて準備をしておけば、身内のもめ事や事務の煩雑化を回避することができます。

### ● 生命保険の非課税枠

死亡を原因として受け取る保険金は相続財産ではありませんが、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる点には注意が必要です。

ただし、生命保険の死亡保険金には「法定相続人×500万円」という非課税枠があり、非課税枠を超えた場合は、超えた部分の保険金が課税対象となります。

つまり、生命保険に変えることにより、現金で相続財産として残すよりも非課税枠の分だけ相続税を減らすことができるのです。

先に述べたように生命保険は受取人の「固有の財産」となり、相続を放棄したとしても受け取ることができます。そのため、特定の相続人に財産を残したいというときに有効な方法となります。

今月レポートをお送りさせていただいたように生命保険には多くの活用方法があります。生命保険を有効に活用することで相続や事業承継をスムーズに進めることができます。



### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

生命保険を活用することで税金を相続税、贈与税、一時所得と変えることもできます。将来、必ず起こり得る相続、事業承継を争うことなく進めていく有効な手段として生命保険は重要なツールになります。気軽に横浜総合フィナンシャル西尾までご相談下さい。

# 今月の yoko-so



**TEAM**  
yoko-so  
変わらないは、つまらない。

## 社内研修報告 研修タイトル “事務所の混乱を防ぐ 過去最大級の変更点 徹底解説”

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

10月中旬、当社のTeam会計税務にて「今年度の年末調整に向けた改正点」をテーマに社内研修を実施いたしました。講師は、入社4年目の〔小川〕が担当し、所得税に関する最新の法改正について学びを深めました。本年は、「年収の壁」の見直しや「特定親族特別控除」の創設など、所得税において大きな改正が行われています。

当社では、これらの改正内容を正確に理解し、お客様の年末調整をスムーズかつ確実に進められるよう、業務体制の強化と知識共有を進めております。今後も、法令改正への迅速な対応と、より安心・信頼いただけるサポートの提供に努めてまいります。

引き続きご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



## 新入社員紹介 9月より、yoko-soに新たな仲間が加わりました。

20歳という若さながら、すでに税理士試験で2科目に合格している期待の新人、鈴木茉柊(すずき まふゆ)です。今回は、そんな知識とフレッシュさを併せ持つ鈴木にインタビューを行いました。



— 趣味を教えてください。

ダンス(ヒップホップ、ブレイク)・バイクです。

— 横総に入ってみての感想を教えてください。

暖かく迎えていただいて働きやすいと一番に思いました。仕事の相談もすごく親身に聞いてくださるので、安心して業務に取り組みます。

— これからの目標を教えてください。

早く仕事を覚えて4月入社の方に胸を張れるようになりたいです。

私が暖かく迎えていただいたように安心感を与えられるような先輩を目指します。

多趣味で誠実な人柄が印象的であり、新入社員ならではの初々しさも感じられました。仲間として共に成長していく今後の活躍に、大いに期待しています！！

冷気が一段と深まり、冬の訪れを感じる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

yoko-soでは、新たな仲間が続々と加わっており、11月にはアシスタント職として2名の入社を予定しています。私が入社した3年前にはおよそ55名ほどだった事務所の人数も、現在では67名となりました。人手不足が叫ばれる昨今においても、「横総の理念」に共感し、お客様を共に支える仲間が増えていることを大変心強く感じています。

また、今月の月初ミーティングでは、代表・泉による「理念研修」が全社員に対して行われました。代表・泉の考え方や、yoko-soとして大切にしている理念を改めて共有する貴重な時間となり、社員一人ひとりが真剣な面持ちで耳を傾ける姿がとても印象的でした。

担当：藤田

## 次号予告・お知らせ

11月は、年間でも多くの企業が決算を迎える時期となっており、当事務所にとっても多忙な時期となります。会計事務所における閑散期と呼ばれる季節も終わりに向かい、これから本格的な繁忙期に向けて、気を引き締めて業務に取り組んでまいります。

気温の変化が大きく、コロナウイルスやインフルエンザの流行も懸念される季節です。皆さまにおかれましても、どうぞ体調には十分ご留意のうえお過ごしください。

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

「愛嬌とは自分より強いものを倒す柔らかい武器である」

(文学者 夏目漱石)

外交デビューで見せた高市首相の笑顔と愛嬌、なかなかやるなど期待感が高まります。媚を売っているという人もいますが石破さんの暗さと比べれば価値が分かります。(笑)

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…(v o l . 2 1 1)

- ★先月、高市早苗総理が日本の首相に就任し、国内に新たな希望が広がりました。世界経済が不透明になりつつある中、各国との会談を無事に成し遂げる姿にも感銘を受けました。日本の新たなリーダーシップと共に、私たちが信頼と価値の創出を通じてお客様の成長に寄り添いながらサポートできればと考えております。今年も残りわずかですが、一日一日を大切に前向きに取り組んでいきます。(NAMIZAKI)
- ★先日、孫が一歳の誕生日を迎え親族で一升餅のイベントを行いました。1歳の誕生日を健やかに迎えられたことに感謝すると共に、成長の早さに驚きです。私自身が子育てをしている時期はとにかく必死でしたが、孫に関してはただただ笑顔です。よちよち歩く姿が何より微笑ましく自然と目が細まります。希望に満ち溢れた明るい未来を心から祈っています。(NISHIO)
- ★秋を感じることなくあっという間の11月、残すところ2025年も1ヵ月です。今年やり残したことを考えると…家族との時間を取れていないことでしょうか(汗)。正直今年は新たな学びを型にするため、家族には無理を言って週末自由な時間をもらったので、来年こそは少し長めのお休みを頂いて旅行を企画しようかと考えています。それまで年末年始、休み無しで働いて、働いて、働いて…頑張ります(笑)(TOCHIKURA)
- ★yoko-so は人が商品そのものの側面もあり、今期は特に積極的に研修時間を増やしています。税務会計知識はもちろんのこと、仲間やお客様の行動に変化を起こすためのコーチング・ティーチングスキル、AIを利用した財務分析、1社1社の情報を社員で共有しディスカッションを行うことでお客様への提案強化を図る研修など。“なりたい会社になる”を応援できるよう自分たちを磨いていきます。(YAMAMOTO)
- ★あちらこちらの山から冠雪の報せが届き山は雪の季節になりました。寒くなる前に今年最後の辛い思いがしたくて(頭がイカれているので)伊豆半島分水嶺トレイルを歩いてきました。天城山縦走路から伊豆山稜線歩道を繋ぐ総距離61キロ、総上昇標高3,000m、総下降標高4,000m、標準タイム27時間。普通のトレッキングなら二泊三日、トレランなら一日?のコースですが走ったら捻挫するし、かと言って三日かけるなら普通なので「走らず泊まらず24時間で歩く」という計画を立てました。ヒメシャラの森、アセビのトンネル。ブナの原生林、笹原の山稜と植生の変化する森を…富士山を眺めながら駿河湾からの暴風雨に転びながらの刺激的で素晴らしい山旅でしたが途中バテてビバークしたので24時間で歩き抜くことはできませんでした。真夜中の森で道に迷い暴風雨に吹き飛ばされてビショ濡れ泥だらけになり、いい歳して何やっているのか?高校生のころと何も変わらない。落ち着いたイケおじには程遠い私です(笑)(IZUMI)



# TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

## セミナーのご案内

### ★ “今さら聞けない決算書の読み方セミナー”

～100社超の経営を支える公認会計士が解説！～

講師：税理士法人横浜総合事務所 公認会計士 藍場康之

日時：12月4日(木)／16時00分～18時00分

場所：横浜総合事務所 セミナールーム

参加費：1,000円(税込) ※当日お持ちください

### ★ “未来を切り拓く！” 現状分析と数値計画策定 実践講座

～会計を通して自社の未来を考え経営するキッカケ作りに！～

講師：税理士法人横浜総合事務所 パートナー事業部 リーダー 大川 駿平

日時：12月25日(木) / 13時～15時

場所：Zoomを活用したオンラインセミナー

参加費：弊社顧問先無料 ※弊社関与先外 10,000円(税込)

### ★ “成長を加速させる！” 補助金活用セミナー

～今おすすめの補助金はこれだ！～

講師：税理士法人横浜総合事務所 パートナー事業部 中小企業診断士 常平 剛

日時：2025年12月17日(水)／16時～17時

場所：Zoomを活用したオンラインセミナー

参加費：無料

## ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所  
(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール  
(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会  
(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ  
ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) みらいコンサルティンググループ 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります

# 今さら聞けない 決算書の読み方セミナー



講師  
税理士法人 横浜総合事務所  
パートナー事業部 エキスパート  
公認会計士 藍場 康之

お申し込みはコチラから →



こんな方におススメです！

- ☑ 決算書の読み方がそもそも分からない。
- ☑ 決算書や試算表をイマイチ生かし切れていないと感じている。
- ☑ 儲かってるけどお金が全然増えないのはなぜ？と思っている。
- ☑ 数字を理解した次のステップは何だろう？と感じている。

日時

2025年12月4日(木)

参加費

●時間 16:00 ~ 18:00 リアルのみです  
1,000円 (当日お持ちください)

主催

TEAMyoko-so  
横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F  
横浜総合事務所セミナールーム

会場



主催：税理士法人横浜総合事務所 担当：藍場  
TEL：045-641-2505

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま f a x にて送付ください。

# F A X 番号 : 045-641-2506

フリガナ			
貴社名			
フリガナ	部署/役職		
ご参加者名			
TEL	FAX		
メールアドレス			
個人情報の取扱い	(下記 ■個人情報の取扱いについて ) に <input type="checkbox"/> 同意する ( <input type="checkbox"/> に✓点)		

**お申し込みはコチラから** →



**FAX・もしくは左記QRコードよりお申し込みをお願い致します。**

**※年会員様につきましては、別途参加確認メールをお送りします。そちらへご回答をお願い致します。**

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のために使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



お問合せ先 税理士法人 横浜総合事務所  
担当：藍場  
TEL:045-641-2505 / FAX:045-641-2506

# 未来を切り拓く！

体験型  
セミナー

## 現状分析と数値計画策定 実践講座

会社の試算表が実績確認だけのものになっていませんか？  
過去分析、現状分析をすることで自社の強みや課題を特定し、意思決定  
や戦略立案に役立てることができます。  
現状分析をして数値計画に落とし込むことで思い描く未来に近づくための  
ヒントが得られる実践講座となっております。

当日は担当者と一緒にデータ分析と単年度計画の作成をします。

### 12月25日(木)

### 13:00-15:00

#### セミナー概要

##### 1. 導入講義

- ・ 現状分析、予実対比の大切さ

##### 2. 現状把握（過去、現在）

- ・ 3期分析、売上、原価、人件費、戦略固定費の分析

##### 3. 単年度計画の作成

- ・ 分析を基に単年度計画の作成

- ・ 場所 : Zoomを活用したオンラインセミナー
- ・ 開催日 : 毎月25日 13:00~15:00
- ・ 参加費 : 無料

注) 関与先以外の方は事前に改易データを頂きます。

- ・ 申込方法: 弊社ホームページから



講師:大川駿平

パートナー事業部 グループリーダー

主催：税理士法人横浜総合事務所



現状分析 → 理念・戦略 → 数値化 → 実行計画 まで、  
この1日で“カタチ”に。

# 1日で“動く中計”をつくる 実践直結セミナー！

こんな方に

- ✓ 中期経営計画が「作って終わり」になっている
- ✓ 5年の成長テーマと数値を現場まで落とし込みたい
- ✓ KPI・施策の優先度まで一気通貫で決めたい

セミナーの  
ポイント

(持ち帰れるもの)

**中計サマリーシート**

(現状分析結果／戦略／数値計画／主要施策)

日時 2025年

**12.11 (木)**

10:00-18:00

会場

**横浜総合事務所 セミナールーム**

横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F

定員

**3社 (先着順)**

対象

経営者・役員・事業責任者

参加費

一般：**55,000円** / 顧問先：**27,500円** (期間限定 50%OFF)

特典

**受講後 30日以内のフォロー 個別相談 (1時間 / 1社) 付き**

## 当日の流れ (1日版)

[午前]

- イントロ／成功要素の確認
- 外部環境・内部環境分析 (SWOT)
- 経営理念・事業目的の検証

[午後]

- 中期ビジョン、戦略の設計
- 3年数値ラフ (単価 × 数量 / 粗利 / 販管費・人員・投資)
- 施策ポートフォリオの検証 (パラススコアカード)
- ガバナンス設計 (組織、管理体制)

## 期待できる効果

- ✓ 計画の「実行性強化」  
誰が・いつまでに・何で測るかが明確に
- ✓ 財務と現場 KPIの一本化でブレない運営
- ✓ 見直し基準が決まり、  
走りながら改善できる体制移行

お問合せ ▶

Phone **045-641-2505**  
税理士法人 横浜総合事務所 / 栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所  
[www.yoko-so.co.jp](http://www.yoko-so.co.jp)



# 「中期経営計画立案セミナー」参加申込書

FAX・Eメール・QRコードのいずれかの方法でお申し込みください。

**FAX**  
の場合

下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください。

**FAX番号：045-641-2506**

フリガナ			
貴社名			
フリガナ			
所在地			
フリガナ	部署 ・ 役職		
参加者名 <small>経営者・役員・ 事業責任者限定</small>			
TEL	FAX		
メールアドレス			
他・連絡事項			

**Eメール**  
の場合

①貴社名 ②部署・役職 ③参加者名 ④電話番号 ⑤ご相談事項を  
下記のEメール宛てにお送りください。

**Eメール：info01@yoko-so.co.jp**

**QRコード**  
の場合

**お申し込みはコチラから >>**



(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を①[セミナー運営のため]②[お問い合わせのあった事案に対する回答のため]  
③[お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のため]に使用いたします。収集した個人情報について、  
本人の同意なく第三者に開示又は提供することはありません。あらかじめご確認ください。

お見積もり、初回相談は無料で承ります。お気軽にお電話ください。

運  
営

ご不明な点はお気軽にご相談ください。

**税理士法人 横浜総合事務所**

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEL.045-641-2505

FAX.045-641-2506

税理士法人横浜総合事務所



**TEAM**  
**yoko-so**

変わらないは、つまらない。

[www.yoko-so.co.jp](http://www.yoko-so.co.jp)

# 成長を加速させる

# 補助金活用 セミナー

## 無料

オンライン開催

12/17

### 今お勧めの補助金

- ・ ものづくり補助金
- ・ 成長加速化補助金
- ・ 省力化補助金
- ・ 新事業進出補助金



このセミナーでは、中小企業補助金の全体像から今お勧めの補助金、補助金採択のポイント、成功事例まで、補助金の採択および事業成功のための実践ノウハウを紹介します。

### このような方にお勧めです！

- ☑ 設備投資や新規事業を考えている。
- ☑ 補助金の活用を検討している。
- ☑ 補助金採択のポイントを知りたい。
- ☑ 補助金支援の専門家を探している。



講師

常平 剛

税理士法人 横浜総合事務所  
パートナー事業部  
中小企業診断士

中小企業の経営計画立案やPDCAサイクルの構築・運用を通じた経営改善・成長支援に従事。

事業再構築補助金では採択38社、採択率83%。

日時：12月17日(水) 16:00～17:00

料金：無料

オンライン開催

お申し込みはこちらから →



主催：税理士法人 横浜総合事務所

横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F

TEL045-641-2505 担当：常平



下記申し込み欄にご記入いただき、そのままFAXにて送付ください。

# FAX番号：045-641-2506

フリガナ			
貴社名			
フリガナ	部署/役職		
ご参加者名			
TEL	FAX		
メールアドレス			
個人情報の取扱い	(下記 ■個人情報の取扱いについて ) に <input type="checkbox"/> 同意する ( <input type="checkbox"/> に✓点)		

**お申し込みはコチラから →**



FAX・または上記QRコードよりお申し込みをお願い致します。

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のために使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



お問合せ先 税理士法人 横浜総合事務所  
TEL:045-641-2505 / FAX:045-641-2506  
担当：常平

# 見える経営、変わる未来

会計データを登録するだけで、始める経営の見える化



中小企業経営者の  
**80%**  
が導入したい目標

経営担当者の  
**85%**  
が利用したい目標

会計事務所の  
**89%**  
がおすすめする目標

調査方法: インターネット調査 調査期間: 2024年1月26日~1月30日 アンケートモニター提供元: ゼネラルリサーチ 調査対象: 中小企業経営者1,068名、経営担当者1,002名、会計事務所(経営者・社員)1,003名 対象選定方法: アンケートを基に所定の条件に合致する対象者を抽出

自分たちで  
会計処理を  
している方



毎月の数字が確定したら

会計ソフトのデータを  
ビサイド  
**bixid**にあげるだけ!

会計事務所

記帳代行については  
我々がデータ登録します!



free 会計

勤定奉行クラウド

弥生

PCAクラウド  
会計

Money Forward  
クラウド

A-SaaS エッサム エプソン 応研 会計王 クラウド発展会計 JDL  
シスプラ TKC ジョブカン会計 フリーウェイ MJS etc...

40メーカー  
80会計ソフト  
に対応

**bixid**  
business intelligence = identify  
ビサイド

bixidで実現

# 経営に役立つ 4つの見える化!

## 01 利益の見える化 スマホ対応

損益計算書の見かたを変えるだけで、多くの経営課題を発見することができます。bixid(ビサイド)を使うと、毎月の損益計算書がビジュアル化され、前年実績と対比しながら売上・原価・経費・利益の状況を把握することで、新たな経営課題を発見できます!



## 02 資金の見える化 スマホ対応

資金繰りを安定させるためには、過去のお金の流れを理解することから始めるのが効果的です。bixidを使うと、毎月どこからお金が入ってきて、何にお金が使われたかが明確になり、資金繰りの漠然とした不安から解放されます!



## 03 返済予定の見える化

資金繰りを改善するためには、借入金の返済予定を把握することが第一歩となります。bixidを使うと、借入明細を登録するだけで、目先の月別返済予定から数年先の借入金残高まで、いつでも把握することができます!



## 04 売上の見える化

売上を上げるためには、営業社員の商談成果や店舗の来店客数・客単価など、売上が増減した要因を把握することが効果的です。bixidを使うと、業種業態に合わせて自由にレポートを設計してビジュアル化することで、売上の増減要因を明確にできます!

bixidについて、詳しく説明を聞きたいという方は弊社までご連絡ください。

お問い合わせ先

**TEL045-641-2505**

税理士法人 横浜総合事務所 担当 今井、大川、鈴木(博)

bixid (ビサイド紹介)



お問合せ・質問



## 冬休みのお知らせ

年末のお忙しい中、ご迷惑をおかけします。  
誠に勝手ながら、下記日程を臨時休業させていただきます。

### ■ 社員旅行

2025年12月 8日（月）

### ■ 冬休み

2025年12月29日（月）～

2026年 1月 4日（日）

